

令和7年6月23日 分「告示と公告に関するページ」掲載一覧表

種別	番号	件名
条例	21	海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例及び海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
条例	22	海老名市介護保険運営協議会条例の一部を改正する条例
規則	27	海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例施行規則及び海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
教委告示	7	海老名市教育委員会令和7年6月定例会の招集について
監査告示	6	監査結果により講じた措置について



海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例及び海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 6 月23 日

海老名市長

内野



海老名市条例第 21 号

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例及び海老名市一般職の
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第12号)
の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び
第5項」に改める。

第16条の表第5条第2項、第4項及び第6項の項中「、第4項及び第6項」を
削り、同項の次に次のように加える。

第5条第4項 及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者 の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額 とする
-----------------	------	---

第22条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次
条において同じ」を加える。

第23条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「
部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)
の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以
下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時
間の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範
囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。
)の承認は」に改め、同条第2項中「第17条」を「第17条の2第1項」に、「
部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部
分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第23条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第
1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間

を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第23条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第23条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第23条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第24条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第25条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第25条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「第19条の2」を「第19条の3第1項」に改める。

第17条の3第1項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条中第3項を第6項とし、第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

2 前項の子育て部分休暇の承認の請求をしようとする職員は、規則で定める1年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれかの範囲で当該期間における子育て部分休暇の承認の請求をするか任命権者に申し出るものとする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき規則で定める時間を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員は、規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内(前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの)において、第1項の規定による子育て部分休暇の承認の請求をすることができる。

第19条の3を第19条の4とし、第19条の2第1項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第12号。以下「育休条例」という。)第26条第1項の措置を講ず

るに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 育休条例第26条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は同

年7月1日から、附則第4項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例第23条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 職員は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第17条の3第1項から第4項までの規定の例により、同条第2項各号のいずれかの範囲内で子育て部分休暇（同条第1項に規定する子育て部分休暇をいう。以下この項において同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（新条例第17条第3項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て部分休暇の承認の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに承認の請求は、施行日においてそれぞれ同条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による変更並びに同条第1項の規定による承認の請求とみなす。
- 4 任命権者は、施行日前においても、新条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

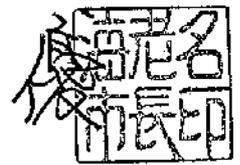


海老名市介護保険運営協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 6月 23日

海老名市長

内 野 優



海老名市条例第 22 号

海老名市介護保険運営協議会条例の一部を改正する条例

海老名市介護保険運営協議会条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号中「介護保険事業計画」を「前号に規定する計画」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画その他高齢者福祉に関する計画の策定に関する事項

第4条第2項第2号中「（平成9年法律第123号）」を削る。

第9条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

（部会）

第10条 運営協議会は、第3条各号に掲げる所掌事項の審議のために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 前項の部会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が別に定める。

第8条を第9条とし、第7条第2項中「過半数の委員」を「委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数」に改め、同条第3項中「委員」を「委員等」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（臨時委員）

第6条 第4条に規定する委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、運営協議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、第1項に規定する特別の事項に関する調査審議が終了したときは、

解任されるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第2介護保険運営協議会委員の項中「介護保険運営協議会委員」の次に「(臨時委員を含む。)」を加える。

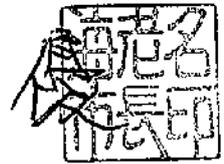


海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例施行規則及び海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 6 月23日

海老名市長

内野



海老名市規則第27号

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例施行規則及び海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第17条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあつては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあつては、人事通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事通知書の交付に替えることができる。

第20条中「、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある非常勤職員であつて」を削る。

第21条第1項中「の請求」の次に「、同条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による変更」を加え、「部分休業承認請求書」を「部分休業承認請求・申出（変更）書」に改め、同条第2項中「請求」の次に「、申出及び変更」を加える。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第21条関係）

部分休業承認請求・申出（変更）書

年 月 日			
請求者 所 属		海 老 名 市 長 殿	
氏 名			
所属長（自署） 氏 名			
下記のとおり部分休業の承認請求・申出（変更）をします。			
1 承認・申出対象期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
2 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日生
3 申 出	内容 ①又は②を記入	※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき育児条例第23条の4で定める時間（10日相当）を超えない範囲内	
4 変更（第1回目）	変更後の内容 ①又は②を記入	変更が必要な事情	特別の事情の有無
5 変更（第2回目）	変更後の内容 ①又は②を記入	変更が必要な事情	特別の事情の有無
6 請求時間	午前 時 分～ 時 分	※請求又は変更後の内容で ①を選択した場合のみ記入	
	午後 時 分～ 時 分		
7 備 考			

（注） 請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。

(海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第3項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改める。

第9条の2中「海老名市一般職の職員の定年等に関する条例」の次に「（昭和59年条例第14号）」を加える。

第16条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第16条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）」を「育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間」に改める。

第16条の6を第16条の9とし、第16条の5の見出し中「請求」の次に「、申出及び第3項変更の」を加え、同条第1項中「の請求」の次に「、前条に規定する申出及び第3項変更」を加え、「子育て部分休暇承認請求書」を「子育て部分休暇承認請求・申出（変更）書」に改め、同条第2項中「の請求」の次に「、申出及び第3項変更」を加え、同条を第16条の8とし、同条の前に次の2条を加える。

（第2号子育て部分休暇）

第16条の6 条例第17条の3第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する子育て部分休暇（以下「第2号子育て部分休暇」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号子育て部分休暇を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であ

って、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

2 条例第17条の3第2項で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 条例第17条の3第2項第2号で定める時間は、77時間30分とする。

(条例第17条の3第3項の規則で定める特別の事情)

第16条の7 条例第17条の3第3項の規則で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ条例第17条の3第1項に規定する子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第16条の4の見出しを「第1号子育て部分休暇」に改め、同条第1項中「子育て部分休暇の単位は、30分」を「条例第17条の3第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）の承認は、30分を単位として行うもの」に改め、同条第2項中「子育て部分休暇」を「第1号子育て部分休暇」に改め、「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、同条第3項を削り、同条を第16条の5とし、同条の前に次の1条を加える。

(条例第17条の3第1項の規則で定める場合)

第16条の4 条例第17条の3第1項の規則で定める場合は、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち満12歳に達する日の属する年度の3月31日までの間にある子を養育する場合とする。

第25条を第26条とし、第24条中「第7条の2の2第1項及び第3項」を「第7条の2の4第1項及び第3項」に改め、同条を第25条とし、第23条を第2

4条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(条例第19条の2第2項の規則で定める期間)

第23条 条例第19条の2第2項の規則で定める期間は、対象職員の子が1歳1か月に達する日の翌々日から2歳1か月に達する日の翌月までの1年間とする。

別表第2第13号中「同表」を「別表第3」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第12号）第17条の3第2項第2号に掲げる範囲内において、この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第16条の6第3項の規定の適用については、「77時間30分」とあるのは「38時間45分」とする。



海老名市教育委員会告示第7号

海老名市教育委員会令和7年6月定例会を次のとおり招集したので告示する。

令和7年6月23日

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文康



- 1 開催日時 令和7年6月26日(木)午後3時30分
- 2 開催場所 えびなこどもセンター 2階 201会議室
- 3 付議事件
 - (1) 報告事項
 - ・ 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
 - ・ 令和7年度海老名市教育委員会非常勤特別職(社会教育委員)の委嘱について
 - (2) 審議事項
 - ・ 海老名市教育委員会公印規程の一部改正について
 - ・ 海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - ・ 令和7年度海老名市奨学生の決定について



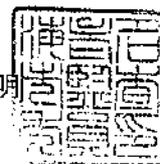
海老名市監査委員告示第 6 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、市長より監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和7年6月23日

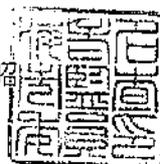
海老名市監査委員

雨宮 徳明



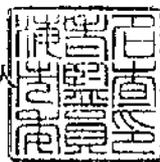
海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

森下 賢人



監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 市民協働部 市民活動推進課
- 2 監査の実施日 令和7年5月26日
- 3 監査結果の公表日 令和7年5月29日(海老名市監査委員告示第5号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
<p>市民活動推進課が所管する施設において、災害対応自動販売機の設置に伴う行政財産の目的外使用料について、「海老名市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」第10条第4項および「災害時における支援及び防災力の向上に関する協定書」第2条第2項に基づいて、減免措置が講じられている。このたび実施した定期監査の中で、増設された災害対応自動販売機について、減免適用の根拠となる協定書の内容が未更新であることを確認せずに手続きが進められていた事例があった。</p>	<p>協定書の更新時期を見据えた自動販売機の導入を検討するとともに、協定書所管課との連携を深めます。また、他施設の減免措置を参考に、減免適用の根拠となる書類の見直しについて検討します。</p>